

## 鳥取県土地改良事業補助金交付要綱

平成 12 年 10 月 10 日付耕第 344 号農林水産部長通知

最終改正 令和 4 年 5 月 1 1 日付第 202200030190 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）

第 4 条の規定に基づき、鳥取県土地改良事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第 2 条 本補助金は、県内農業生産基盤等の整備促進を図り、もって本県農業の振興に資することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表 1 の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者

(2) 別表 2 の第 1 欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）について同表の第 2 欄に掲げる者に対し、その者が行う間接補助事業に係る補助対象経費（間接補助事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額と同表の第 4 欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第 5 欄に掲げる者

2 本補助金の額は、補助事業及び間接補助事業（以下「対象事業」という。）に要する別表 1 又は別表 2 の第 3 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第 4 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額、若しくは第 4 欄に定める額以下とする。

3 対象事業を実施する者は、当該事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第 2 条第 1 項に規定する事業者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 補助事業者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にか

かわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日が経過するまでの間に行うものとする。但し、国庫補助事業の場合は、知事はその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付決定前着手）

第6条 別表1の第1欄の5、6の第3欄の1の（2）、7の第3欄の（1）、10の第3欄の2の（1）、13及び14の項の事業、農山漁村地域整備交付金を活用する事業において、事業の着工は、原則として県からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着工届（様式第4号）をあらかじめ知事に提出するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 補助事業者は、間接補助事業に対する補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）補助金の増額

(2) 対象事業ごとに別表 1 の第 5 欄に定める変更(農山漁村地域整備交付金で実施するものを除く。)

(3) 対象事業のうち農山漁村地域整備交付金で実施するものにあつては、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農村振興局長通知)第 3 に掲げる農山漁村地域整備計画相互間の補助金の流用

(4) 間接補助金の減額

- 2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について農林水産大臣又は中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。
- 3 補助事業者は、本補助金に不用額があるときは、県に不用額がある旨の通知(様式第 10 号)を行い、知事が受理したことをもって、本補助金の全額が変更されたものとみなす。ただし、第 1 項に掲げる変更該当する場合は除く。

(間接的な変更等の承認)

第 9 条 補助事業者は、第 7 条の規定により付した規則第 12 条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第 2 号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 12 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表 2 の第 6 欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第 10 条 補助事業者は、第 7 条の規定により付した規則第 13 条又は第 16 条第 2 項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第 11 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止または間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から 15 日を経過する日と、補助金交付決定年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日。ただし、補助金の全額が規則第 19 条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の 4 月 20 日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 15 日

- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 規則第 17 条第 2 項の知事が必要と認める書類(別表 1 の第 1 欄の 1 及び 2 の各項に掲げる事業を除く。)は、様式第 5 号による調書とする。

- 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費からその超える額に対応する額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（進ちょく状況の報告）

第13条 補助事業者は、交付決定に係る年度の12月の末日現在における事業遂行状況について様式第7号による報告書を作成し、当該年度の1月16日までに提出しなければならない。ただし、規則第19条に基づく概算払いを交付決定に係る年度の12月に受けた場合はこの限りでない。

（概算払の時期等の変更を求める書類）

第14条 規則第20条第1項の申出書は、様式第8号によるものとする。

（財産の処分制限）

第15条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同例に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（間接的な財産処分の承認）

第16条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

#### (収益納付)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。また、補助事業者は、間接補助事業者から補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったとき、当該収入があったことの報告を受けた日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

#### (受益地の転用)

第18条 別表1及び別表2の第1欄に掲げる対象事業を実施する補助事業者は、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」（昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通達）記の1に該当する事業に係るものの受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の公告（以下「完了公告」という。）のあった日（完了公告において工事の完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、知事が別に定める場合を除き、「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領」（昭和44年5月24日付農地A第827号農林省農地局長通達）に定める算定方法により算定された額（知事がこれより少ない額を定めたときは、その定めた額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

2 前項に規定する補助事業者は、「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について」（昭和45年7月4日付45農地A第1086号農林事務次官通達）記の1の(1)に該当する事業のうち同通達記の1の(2)に該当する地区につき、完了公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年以内（土地改良法に基づかないで行われるものである場合は、当該事業に係る補助金の交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内）に当該事業により区画形質が変更され、又は造成された畑が開田（受益地外の開田された土地に対して用水を使用させる場合を含む。）された場合には、知事が特にやむを得ないと認めた場合を除き前項の補助金返還額の算定方法により算定される額（受益地外へ用水を使用した場合にあっては、当該かんがい施設につき交付された補助金の額を受益地の面積で除して得た額に使用したものの面積を乗じて得た金額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

#### (書類の保存)

第19条 補助事業者は、規則第26条に定める書類の他、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しないものがある場合においては、様式第5号に定める財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

(提出書類)

第 20 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、別表 1 の第 1 欄の 1 (事業実施主体が県土地改良事業団体連合会の場合に限る。) 及び 2、並びに 7 の第 3 欄の (1) 及び 10 に掲げる事業のうち県土整備部の所管以外にあっては、所轄の総合事務所長又は農林事務所長に提出しなければならない。

(契約等)

第 21 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下、「補助事業者」という。)(地方公共団体以外の補助事業者に限る。) は、対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者 (地方公共団体以外の補助事業者に限る。) は、第 4 項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約 (以下「競争入札等」という。) に参加しようとする者に対し、様式第 9 号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者 (地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 54 号) 第 1 条に規定する法人に限る。) は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号) にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(額の再確定)

第 22 条 補助事業者は、規則第 18 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を知事に提出するものとする。

(残存物件の処理)

第 23 条 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金調書)

第 24 条 補助事業者 (地方公共団体に限る。) は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第 11 号による補助金調書を作成しておかななければならない。

(雑則)

第 25 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表中の単県農業農村整備事業のうち、旧ジゲの井手保全事業（平成 11 年 9 月 21 日付耕第 205 号鳥取県農林水産部長通知）に該当するものについては、平成 14 年度に限り市町村が 90 パーセント以上補助する場合について県が 60 パーセントを補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 16 日から施行し、平成 14 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 6 日から施行し、平成 16 年度事業から適用する。

附 則

- 単県農業農村整備事業実施要領（平成 17 年 3 月 28 日第 200400022021 号農林水産部長通知）抄（鳥取県土地改良事業補助金交付要綱の一部改正）
- 3 鳥取県土地改良事業補助金交付要綱（平成 12 年 10 月 10 日付耕第 344 号鳥取県農林水産部長通知）の一部を次のように改正する。（条文略）

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 23 日から施行する。ただし、この要綱の施行の前日に交付決定を受けた補助事業のうち、平成 17 年度に実施する補助事業（平成 17 年 3 月 31 日以前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成 17 年度に繰り越した地区を含む。）については、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 23 日から施行する。ただし、この要綱の施行の前日に交付決定を受けた補助事業のうち、平成 17 年度に実施する補助事業（平成 17 年 3 月 31 日以前に交付決定を受けた補助事業のうち、平成 17 年度に繰越した地区を含む（ただし、既に要綱第 10 条に基づく報告が完了した地区を除く））については、この要綱を適用する。

附 則（平成 18 年 5 月 25 日付第 200600021178 号鳥取県農林水産部長通知）

- 1 この要綱は、平成 18 年 5 月 25 日から施行し、平成 18 年度事業から適用する。
- 2 （略）

附 則（平成 19 年 3 月 12 日付第 200600186708 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 19 年 3 月 12 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則（平成 19 年 10 月 9 日付第 200700099339 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 19 年 10 月 9 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則（平成 20 年 6 月 30 日付第 200800052261 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 20 年 6 月 30 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則（平成 20 年 7 月 16 日付第 200800061842 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 20 年 7 月 16 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則（平成 21 年 2 月 12 日付第 200800167311 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 21 年 2 月 12 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 5 日付第 200800186126 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 21 年 3 月 5 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

附 則（平成 22 年 12 月 27 日付第 201000146294 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 22 年 12 月 27 日から施行し、平成 22 年度事業から適用する。平成 21 年度以前の補助事業で平成 22 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 6 月 27 日付第 201100041482 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 23 年 6 月 27 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 29 日付第 201100171012 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 24 年 2 月 29 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日付第 201200185516 号鳥取県農林水産部長通知）

1 この要綱は、平成 25 年 2 月 28 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。ただし、施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

2 第 1 項の規定にかかわらず、要綱第 16 条の改正については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日付第 201300205986 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年 2 月 12 日に可決された平成 25 年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし、平成 25 年度以前の補助事業で平成 26 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日付第 201400172893 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 27 年 2 月 23 日から施行し、平成 27 年 2 月 5 日に可決された平成 26 年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。



附 則（平成 27 年 5 月 8 日付第 201500016408 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 27 年 5 月 8 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日付第 201500194228 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 28 年 3 月 29 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則（平成 29 年 2 月 8 日付第 201600144622 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 29 年 2 月 8 日から施行し、平成 28 年 12 月 19 日に可決された平成 28 年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付第 201600204422 号鳥取県農林水産部長通知）

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行し、平成 28 年 12 月 19 日に可決された平成 28 年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし平成 29 年 2 月 8 日より前に交付決定した事業については、なお従前の例による。
- 2 第 1 項の規定にかかわらず、要綱第 3 条第 6 項の改正については、平成 28 年度事業から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 20 日付第 201700060260 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 29 年 6 月 20 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 10 日付第 201800026242 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則（平成 30 年 7 月 5 日付第 201800083571 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 30 年 7 月 5 日から施行し、平成 30 年 7 月 5 日に可決された平成 30 年度一般会計補正予算に基づく事業に係る補助金から適用する。ただし施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 1 月 15 日付第 201800270697 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 31 年 1 月 15 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日付第 201800356167 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、平成 31 年 3 月 26 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則（令和元年 7 月 24 日付第 201900102898 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和元年 7 月 24 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

なお、第 8 条の規定は、すでに交付決定した事業に係る変更等の承認について適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 27 日付第 202000019133 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 2 年 4 月 27 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則（令和 2 年 9 月 3 日付第 202000139688 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 2 年 9 月 3 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則（令和 3 年 5 月 7 日付第 202100027243 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則（令和 4 年 5 月 1 1 日付第 202200030190 号鳥取県農林水産部長通知）

この要綱は、令和 4 年 5 月 1 1 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

別表1 (第3条、第6条、第8条、第11条、第18条、第20条関係)

1	2	3	4	5
補助事業	事業実施主体	補助対象経費 注5	補助率又は補助金額	重要な変更
1 団体営 調査設計 事業	市町村、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、その他	次に掲げる土地改良事業の予定地域について行う調査設計事業に要する経費 ア 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付21農振第2453号）第2の1の(2)の①のアで同実施要領別紙1-1第2の3の事業のうち土地改良法上の手続を必要とする事業 イ 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の農地整備事業が行われる予定の地区において実施する農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農村振興局長、生産局長連名通知）の別紙2の第2に定める経営体育成促進換地等調整事業	50%（国50%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は急傾斜地帯において行うものにあつては55%（国55%）	第3欄に掲げるイの項にあつては次に掲げる変更 (1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%（30%に相当する額が500万円以下の場合500万円）を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止 (4) 事業実施主体の変更
2 農村総合整備事業	県土地改良事業団体連合会	次に掲げる事業に資する技術の開発普及及び指導を行うのに要する経費 ア 農業集落排水事業実施要綱に定める事業 イ 中山間地域総合整備事業実施要綱（平成2年8月1日付2構改D第475号農林水産事務次官依命通達）に定める事業	50%（国50%）	(1) 地区の新設又は廃止
3 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	土地改良区、土地改良区連合会、市町村、農業協同組合、その他	土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要綱（平成22年4月1日農振第2326号農林水産事務次官依命通知）に基づき行うPCB廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費	50%（国50%）	(1) 地区の新設又は廃止
4 農業基盤整備促進事業	市町村、農業者団体 注7	農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農村振興局長、生産局長連名通知）の別紙5の別表1の区分欄に掲げる事業並びに農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長通知）の別紙1-1の運用2の別表1の区分欄に掲げる事業のうち、次の事業種類に要する経費 (1) 定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道 カ 農用地の保全 キ 調査・調整 ク 指導  (2) 定額助成 ア 田の区画拡大（水路の変	(1) 定率助成 75%（国50%、県25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%（国55%、県22.5%）  注3 注14  (2) 定額助成 （基本単価）	(1) 補助対象経費の欄に掲げる(1)の事業のうちアからカの事業に要する経費の相互間の30%（30%に相当する額が600万円以下の場合600万円）を超える増減 (2) 第3欄の(1)と(2)の事業に要する経費の相互間の流用 (3) 事業実施主体の変更

		更を伴わないもの) イ 田の区画拡大(水路の変 更を伴うもの) ウ 畑の区画拡大(水路の変 更を伴わないもの) エ 畑の区画拡大(水路の変 更を伴うもの) オ 暗渠排水 カ 湧水処理 キ 末端畑地かんがい施設 ク 客土 ケ 除礫	別表3の助成とする。  (集積加算単価) 事業完了時までには中心経営体に集約されて いる受益地又は集約することが確実と見込ま れる受益地にあつては、別表3の助成とする。  注4  (県助成単価) 事業の実施に要する単価が、基本単価(集積 加算単価を適用する場合は集積加算単価)を超 える額について、市町村が負担し、かつ基本単 価の1/2を上限として、市町村と同額を負担す る。  注3 注14	
5 農地耕 作条件改 善事業	市町村、農地中 間管理機構、農 業者団体、農業 法人等  注8	農地耕作条件改善事業実施要 綱(平成27年4月9日付け26 農振第2069号農林水産事務次官 依命通知)別表区分の欄の1に 掲げる事業のうち、次の事業種 類に要する経費  (1) 定額助成 ア 田の区画拡大(水路の変 更を伴わないもの) イ 田の区画拡大(水路の変 更を伴うもの) ウ 畑の区画拡大(水路の変 更を伴わないもの) エ 畑の区画拡大(水路の変 更を伴うもの) オ 暗渠排水 カ 湧水処理 キ 末端畑地かんがい施設 ク 客土 ケ 除礫 コ 更新整備(用水路) サ 更新整備(排水路) シ 更新整備(農作業道) ス 条件改善推進費 セ 高収益作物転換推進費  (2) 定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道等 カ 農地造成 キ 農用地の保全 ク 営農環境整備支援 ケ 管理省力化支援 コ 品質向上支援 サ 条件改善促進支援 シ 高収益作物導入支援 ス 指導	(1) 定額助成 (基本単価) ア～シにあつては、別表3の助成とする。  (集積加算単価) 事業完了時までには中心経営体に集約されて いる受益地  又は集約することが確実と見込まれる受益 地で、ア～シにあつては別表3の助成とする。  注4  (県助成単価) 事業の実施に要する単価が、基本単価(集積 加算単価を適用する場合は集積加算単価)を超 える額について、市町村が負担し、かつ基本単 価の1/2を上限として、市町村と同額を負担す る。  注3  ス及びセにあつては、100%(国100%)  (2) 定率助成 75%(国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又 は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において 行うものにあつては77.5%(国55%、県22.5%)  注3	(1) 地域内農地集積型から高収 益作物転換型への事業の変更 (2) 地区相互間の補助金の流用 (3) 事業実施主体の変更
6 水利施 設等保全 高度化事 業	市町村、土地改 良区、その他知 事が適当と認め る者	1 水利施設等保全高度化事業 実施要領(平成30年3月30日 付け29農振第2703号農林水産 省農村振興局長通知)の次の事 業を実施するのに要する経費  (1) 別紙3の別表事業種類の 欄の(1)に掲げる事業	50%(国50%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又 は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において	(1) 地区相互間の補助金の流用 (2) 工種別の事業量の30%(30% に相当する額が500万円以下の 場合は500万円)を超える増減 (3) 工種の新設、変更又は廃止

		<p>(2) 別紙1の第2の10(2)に掲げる事業</p> <p>(3) 別紙3の別表事業種類の欄の(4)及び(5)に掲げる事業</p> <p>2 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長通知)の別紙2運用3別表区分欄3に掲げる事業のうち次の事業を実施するのに要する経費</p> <p>(1) 事業種類欄(1)に掲げる事業</p> <p>(2) 事業種類欄(4)に掲げる事業</p>	<p>行うものにあつては55%(国55%)</p> <p>75%(国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%(国55%、県22.5%) 注3</p> <p>100%(国100%)</p> <p>50%(国50%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては55%(国55%) 注14</p> <p>75%(国50%、県25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村又は平均傾斜度15度以上の急傾斜畑地帯において行うものにあつては77.5%(国55%、県22.5%) 注3 注14</p>	
7 農村地域防災減災事業	市町村	<p>農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)別表1の区分の欄に掲げる事業に基づき農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長依命通知)要領別表1のうち次の事業に要する経費</p> <p>(1) 用排水施設等整備 ア ため池整備事業</p> <p>イ 用排水施設等整備事業(湛水防除事業)</p> <p>ウ 農業用河川工作物等応急対策事業</p> <p>(2) ため池緊急防災環境整備事業</p>	<p>アの事業 特認 75%(国50%、県25%) 注1 ただし、中山間地区において行うものにあつては80%(国55%、県25%)</p> <p>一般 55%(国50%、県5%) 注2 ただし、中山間地区において行うものにあつては60%(国55%、県5%)</p> <p>イの事業 50%(国50%) ただし、中山間地区において行うものにあつては55%(国55%)</p> <p>ウの事業 82%(国50%、県32%) ただし、中山間地区において行うものにあつては87%(国55%、県32%)</p> <p>ア、イ、ウの事業における実施計画策定等 特認 100%(国100%)注1(令和7年度まで) 一般 55%(国50%、県5%)注2</p> <p>※中山間地区とは振興山村、過疎地域、又は特定農山村指定地域のいずれかを含む市町村。</p> <p>100%(国100%)</p>	<p>(1) 地区相互間の補助金の流用</p> <p>(2) 工種別の事業量の30%(30%に相当する額が400万円以下の場合400万円)を超える増減</p> <p>(3) 工種の新設、変更又は廃止</p>

<p>8 ため池 防災減災 対策推進 事業</p>	<p>市町村、事業申 請人</p>	<p>ため池防災減災対策推進事業 実施要領（平成 27 年 5 月 8 日付 第 201500022674 号鳥取県農林水 産部長通知）別表の事業の実施 に要する経費 （1）調査推進事業 （2）保全対策事業 （3）ため池整備推進交付金 （4）ため池監視システム管理 支援事業</p>	<p>（1）及び（2）の事業 市町が負担する率と同率 （3）の事業 整備事業に係る受益者分担金を対象に、事業 申請時又は変更時の申請者数で除した額が 10 万円を越える部分に対し、以下の助成率に基 づく助成額の合計額に申請者数を乗じた額を 助成</p> <table border="1" data-bbox="710 450 1166 752"> <thead> <tr> <th>1 戸当たり受益者分担金</th> <th>助成率</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 万円以下部分</td> <td>なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 万円を越え 20 万円 以下部分</td> <td>50%</td> <td>0～5 万円</td> </tr> <tr> <td>20 万円を越え 30 万円 以下部分</td> <td>70%</td> <td>0～7 万円</td> </tr> <tr> <td>30 万円を越え 40 万円 以下部分</td> <td>80%</td> <td>0～8 万円</td> </tr> <tr> <td>40 万円を越える部分</td> <td>90%</td> <td>0～</td> </tr> </tbody> </table> <p>（4）の事業 当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに要す るため池監視装置使用に係る通信料、システ ム利用料、メンテナンス費用等のランニング コストに対し、市町が負担する額と同額（た め池 1 箇所あたり年間上限 30 千円）を助成</p> <p>注 6</p>	1 戸当たり受益者分担金	助成率	助成額	10 万円以下部分	なし	—	10 万円を越え 20 万円 以下部分	50%	0～5 万円	20 万円を越え 30 万円 以下部分	70%	0～7 万円	30 万円を越え 40 万円 以下部分	80%	0～8 万円	40 万円を越える部分	90%	0～	
1 戸当たり受益者分担金	助成率	助成額																				
10 万円以下部分	なし	—																				
10 万円を越え 20 万円 以下部分	50%	0～5 万円																				
20 万円を越え 30 万円 以下部分	70%	0～7 万円																				
30 万円を越え 40 万円 以下部分	80%	0～8 万円																				
40 万円を越える部分	90%	0～																				
<p>9 中山間 地域所得 向上支援 対策</p>	<p>農地中間管理機 構、市町村、土 地改良区、農業 協同組合、その 他の農業者団 体、農地所有適 格法人その他の 団体</p> <p>ただし、第 3 欄 の（1）タにつ いては市町村</p> <p>注 9</p>	<p>中山間地域所得向上支援対策 実施要領（平成 28 年 10 月 11 日 付け 28 生産第 1140 号農林水産 省生産局長通知農村振興局長通 知）の第 3 の 1（1）、別紙 2 の別表 1 及び別紙 3-3 の別表 に掲げる事業のうち、次の事業 種類に要する経費</p> <p>（1）定額助成 ア 田の区画拡大（水路の変 更を伴わないもの） イ 田の区画拡大（水路の変 更を伴うもの） ウ 畑の区画拡大（水路の変 更を伴わないもの） エ 畑の区画拡大（水路の変 更を伴うもの） オ 暗渠排水 カ 湧水処理 キ 末端畑地かんがい施設 ク 客土 ケ 除礫 コ 更新整備（用水路） サ 更新整備（排水路） シ 更新整備（農作業道） ス 条件改善推進費 セ 高収益作物転換推進費 タ 所得向上計画策定</p> <p>（2）定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道等 カ 農地造成 キ 農用地の保全</p>	<p>（1）定額助成 （基本単価） ア～シにあつては、別表 3 の助成とする。 （集積加算単価） 事業完了時までには中心経営体に集約されて いる受益地又は集約することが確実と見込ま れる受益地で、ア～シにあつては別表 3 の助成 とする。</p> <p>注 4 （県助成単価） 事業の実施に要する単価が、基本単価（集積 加算単価を適用する場合は集積加算単価）を超 える額について、市町村が負担し、かつ基本単 価の 1/2 を上限として、市町村と同額を負担す る。</p> <p>ス、セ及びタにあつては、100%（国 100%）</p> <p>（2）定率助成 振興山村、過疎地域、特定農山村において行 うものは 77.5%（国 55%、県 22.5%）</p> <p>注 3</p>	<p>（1） 事業実施主体の変更 （2） 第 3 欄の（1）セ及び（2）シの 新設又は廃止</p>																		

		ク 営農環境整備支援 ケ 管理省力化支援 コ 品質向上支援 サ 条件改善促進支援 シ 高収益作物導入支援 ス 指導		
10 農道保全対策事業	市町村	農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号農村振興局長通知）別紙2第2の事業及び別紙6第1の事業を実施するのに要する経費  （1）農道・集落道整備事業 ア 強靱化型 イ 高度化型 ウ 調査計画策定  （2）計画策定等事業 ア 施設計画策定事業 イ 機能保全計画策定事業	50%（国 50%）  注 14  ア～イの事業 50%（国 50%） ただし、集落道の整備であって振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものは55%（国 55%） ウの事業 50%（国 50%）  ア～イの事業 100%（国 100%）	（1）地区相互間の補助金の流用 （2）工種別の事業量の30%（30%に相当する額が500万円以下の場合500万円）を超える増減 （3）工種の新設、変更又は廃止 （4）事業実施主体の変更
11 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	市町村又は事業対象である施設を管理する者	農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農村振興局長通知）別紙2第2の1の事業で運用1第1の6の（3）の事業を実施するのに要する経費	75%（国 50%、県 25%）  注 11 注 14	
12 農地中間管理機構関連農地整備事業	土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める者	農地中間管理事業関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）別紙2第2の2の事業を実施するのに要する経費	81.25%（国 62.5%、県 18.75%）  注 11	（1）地区相互間の補助金の流用 （2）工種別の事業量の30%（30%に相当する額が500万円以下の場合500万円）を超える増減 （3）工種の新設、変更又は廃止
13 土地改良施設突発事故復旧事業	市町村、土地改良区、土地改良区連合	土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を実施するのに要する経費	75%（国 50%、県 25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては77.5%（国 55%、県 22.5%）  注 11 注 12	（1）地区相互間の補助金の流用 （2）工種別の事業量の30%（30%に相当する額が500万円以下の場合500万円）を超える増減 （3）工種の新設、変更又は廃止
14 農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村、土地改良区その他の農業者等の組織する団体  注 13	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を実施するのに要する経費  1 長寿命化対策 （1）長寿命化対策 ア 水利施設整備  イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査  2 防災減災対策 （1）自然災害等対策 ア ため池整備	アの事業 75%（国 50%、県 25%） ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村において行うものにあつては77.5%（国 55%、県 22.5%）注 3 イ～オの事業 100%（国 100%）  アの事業 特認 75%（国 50%、県 25%）注 1 ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村に	

		イ 農業用河川工作物応急対策  ウ 機能保全計画策定等 エ 実施計画策定 オ 耐震性点検・調査  (2) ため池防災環境整備 ア 地域防災上のリスク除去 イ ハード整備の着手促進  (3) 危機管理対策  3 ため池の保全・避難対策	おいて行うものにあつては80%(国55%、県25%) 一般 55% (国 50%、県 5%) 注2 ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村に おいて行うものにあつては60%(国55%、県5%)  イの事業 82% (国 50%、県 32%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村に おいて行うものにあつては87%(国55%、県32%)  ウ～オの事業 100% (国 100%)  100% (国 100%)  75% (国 50%、県 25%) ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村にお いて行うものにあつては77.5% (国 55%、県 22.5%) 注3 ため池において行うものにあつては100% (国 100% 令和12年度まで)  100% (国 100%) (令和12年度まで)	
--	--	--	---	--

別表2 (第3条、第6条、第7条、第8条～第14条、第18条、第19条関係)

1	2	3	4	5	6
間接補助事業	事業実施主体	間接補助対象経費	間接補助率又は間接補助金額	間接交付主体	間接補助事業の重要な変更
1 ため池 防災減災 対策推進 事業	集落、土地改 良区	ため池防災減災対策推進事 業実施要領(平成27年5月 8日付第2015000226747号鳥 取県農林水産部長通知)別表 の事業の実施に要する経費 (1) 調査推進事業 (2) 保全対策事業 (4) ため池監視システム管 理支援事業	(1) 及び(2)の事業 市町が負担する率と同率 (4)の事業 当該年度の4月1日から3月31 までに要するため池監視装置使用 に係る通信料、システム利用料、 メンテナンス費用等のランニング コストに対し、市町が負担する額 と同額(ため池1箇所あたり年間 上限30千円)を助成	市町村	ア 補助金の増減 イ 地区相互間の補助金の流用



別表3 (別表1の4農業基盤整備促進事業、5農地耕作条件改善事業及び9中山間地域所得向上支援対策の定額助成単価)

事業概要	現場条件	表土扱いの有無	水路変更の有無	定額助成単価 【下段：集約化加算単価】	施工の全部を農業者施工により実施する場合の定額助成単価 【下段：集約化加算単価】
アイウエ	高低差が10cm超の場合	有	無	12万5千円/10a 【15万円/10a】	10万5千円/10a 【12万5千円/10a】
			有	25万円/10a 【30万円/10a】	19万5千円/10a 【23万円/10a】
	高低差が10cm以下の場合	有	無	10万5千円/10a 【12万5千円/10a】	8万5千円/10a 【10万円/10a】
			有	23万円/10a 【27万5千円/10a】	17万5千円/10a 【21万円/10a】
		無 (簡易整備)	無	5万5千円/10a 【6万5千円/10a】	4万円/10a 【4万5千円/10a】
		有	17万5千円/10a 【21万円/10a】	13万円/10a 【15万5千円/10a】	
畦畔除去のみ	無	無	3万円/100m 【3万5千円/100m】	3万円/100m 【3万5千円/100m】	
オ 暗渠排水(φ50~60)	バックホウ工法	有	-	15万円/10a 【18万円/10a】	11万5千円/10a 【13万5千円/10a】
		無		14万5千円/10a 【17万円/10a】	10万5千円/10a 【12万5千円/10a】
	トレンチャ工法	無	10万円/10a 【12万円/10a】	8万5千円/10a 【10万円/10a】	
	掘削同時埋設工法	無	7万5千円/10a 【9万円/10a】	5万5千円/10a 【6万5千円/10a】	
上記の補正	管径の補正(すべてφ65以上)	-	-	+1万5千円/10a	-
	地下かんがいの導入			+2万5千円/10a	-
	実施設計(外注のみ)			+1万5千円/10a	-
カ 湧水処理(φ50~60)	バックホウ	有	-	15万円/100m 【18万円/100m】	11万円/100m 【13万円/100m】
		無		14万円/100m 【16万5千円/100m】	10万円/100m 【12万円/100m】
上記の補正	管径補正(すべてφ65以上)	-	-	+1万5千円/100m	-
キ 末端畑地かんがい施設	散水設備(普通畑)	-	-	15万5千円/10a 【18万5千円/10a】	11万円/10a 【13万円/10a】
	散水設備(樹園地)	-	-	24万5千円/10a 【29万円/10a】	17万5千円/10a 【21万円/10a】
	給水栓設置のみ	-	-	1万5千円/1箇所 【1万5千円/1箇所】	1万円/1箇所 【1万円/1箇所】
	上記の補正	ほ場までの配管	-	-	+5万円/10m
ク 客土	-	-	-	11万5千円/10a 【13万5千円/10a】	6万5千円/10a 【7万5千円/10a】
ケ 除礫	-	-	-	20万円/10a 【24万円/10a】	14万5千円/10a 【17万円/10a】
コ 更新整備(用水路)	-	-	-	9万5千円/10m 【11万円/10m】	6万円/10m 【7万円/10m】
サ 更新整備(排水路)	-	-	-	14万5千円/10m 【17万円/10m】	8万5千円/10m 【10万円/10m】
シ 更新整備(農作業道)	-	-	-	9万5千円/10m 【11万円/10m】	6万円/10m 【7万円/10m】

※耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算します。

- 1 田(畑)の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万円(畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり1万円)を減算
- 2 暗渠排水(φ50~60)にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
- 3 湧水処理(φ50~60)にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- 4 暗渠排水(φ50~60)にあつては、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。  
助成額=A×10/L×助成単価

※コ、サ、シは農業基盤整備促進事業は対象外。

注1 特認とは、ため池決壊による被害が次のいずれかのものに及ぶと予測される地区を対象とする。ただし、農村地域防災減災事業のため池整備及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の自然災害等対策のため池整備のうち、ため池整備工事を実施する場合に限る。

(1) 人家等(人家、公共施設(病院、学校、役場、体育館))

(2) 道路等(道路法の適用を受ける道路、基幹的農道(広域農道、農免農道)及び鉄道)

(3) 避難所(市町村の地域防災計画において指定したもの)

注2 一般とは、特認以外の地区をいう。

注3 補助率、助成単価のうち、県の補助については下記のとおり要件を定める。

1. 県の補助は、次のいずれかをみたく地域を対象とする。

(1) 農業条件不利地域(中山間地域(※1)で整備するもの)

(2) 担い手農業取組地域(中心経営体(人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2の1に定める人・農地プラン(人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。))及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。))において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。)等(※2)が取組む地域)

(※1)「中山間地域」とは、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例(平成20年10月鳥取県条例第63号)第2条第1項第1号から4号のいずれかに該当する地域をいう。

(※2)「中心経営体等」とは、人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に位置付けられているもの他、次のいずれかをいう。

ア 認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。)

イ 事業完了後5年以内に認定農業者になることが確実と認められる者。ただし以下のいずれかを満たすものとする。

① 個別農家の場合

事業の完了時において経営等農用地の面積が、おおむね3.5ヘクタール以上であること。

② 農地所有適格法人の場合

事業の完了時において経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積が、おおむね3.5ヘクタール以上であること。

③ 生産組織の場合

事業の完了時において、オペレーター一人当たりの基幹ほ場3作業面積がおおむね3.5ヘクタール以上であること。

④ 法人(農地所有適格法人を除く)

事業の完了時において市町村長が認定するもの

ウ 特定農業団体等

事業の完了時において、農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織であること。

エ 今後育成すべき農業者

新規就農者

オ 多面的機能支払交付金実施要綱に基づき事業を行う広域活動組織または活動組織

2. 県の補助率は下記のとおりとする。

(1) 令和5年度までの採択地区については、市町村が負担する率以内とする。ただし、農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業については、平成25年度までに当該事業を実施している市町村の場合、市町村が負担する率が従前の率以上の場合に限る。

(2) 上記以外の場合は、15%を上限に市町村が負担する率以内とする。

(3) 別表1の第1欄の5(2)による令和2年度採択の彦名干拓地区においては、上記によらず県の補助率を27%とする。

注4 集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が1ヘクタール以上のまとまりを有する状態をいう。この場合において、2つ以上の農用地であって、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するのに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする

1. 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

2. 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

3. 2つ以上の農用地が各々隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

4. 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

注5 補助対象経費は、工事請負費及び委託費にあっては、県内事業者が発注して施工又は実施されたものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であると予め知事が認めた場合については、この限りでない。

注6 別表1の第1欄の8(1)は県単独事業で実施するものに限る。なお、国庫補助事業で実施する場合は別表1の第1欄の7(1)による。

注7 補助事業欄の4農業基盤整備促進事業における「農業者団体」とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織とする。

注8 補助事業欄の5農地耕作条件改善事業における「農業者団体」とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織とする。「農業法人等」とは、農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号・24生畜第2231号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知)第7に規定する農地所有適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙6に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。

① 第3欄の(1)ア～シ及び(2)ア～ク(以下「ハード事業」という)の実施区域がある市町村において、人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること。

② ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。

注9 補助事業欄の9中山間地域所得向上支援対策における「その他の農業者団体」とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織とする。「農地所有適格法人その他の団体」とは、農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号・24生畜第2231号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知)第7に規定する農地所有適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱別紙6に規定する活動組織(以下「農業法人等」という。)のうち、以下のいずれかを満たす者

① 第3欄の(1)ア～シ及び(2)ア～ク(以下「ハード事業」という)ハード事業の実施区域がある市町村において、人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2の1に定める人・農地プラン(人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。))及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。)の中心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること。

② ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。

注10 補助事業欄の5農地耕作条件改善事業の補助対象事業者は、単年度補助金限度額の範囲内で、農地耕作条件改善計画内の経費間及び年度間で、別表1の第4欄に示す国と県の補助割合にかかわらず予算の調整を行うことができるものとする。ただし、補助対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。(法律補助事業は年度間で予算の調整は出来ない。)

注11 県の補助率は、市町村が負担する率以内とする。

- 注12 本事業を行う者は、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱第12の1に準ずる書類等を整備しなければならない。
- 注13 補助事業欄の14 農業水路等長寿命化・防災減災事業における「その他の農業者等の組織する団体」とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。
- 注11 農山漁村地域整備交付金を活用する補助対象事業者は、単年度交付限度額の範囲内で、別表1の第4欄に示す国と県の補助割合にかかわらず、年度間で予算の調整を行うことが出来るものとする。ただし、補助対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。（法律補助事業は年度間で予算の調整は出来ない。）

様式第1号（第4条、第11条関係）

（県単独事業の場合）

年 度 事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名	地区名	所在地	施行年度	（全計）		受益面積	ha								
				年度～年度	年度～年度										
費目	工種	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降		備考		
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	県補助金	県補助率	県費補助金以外の財源		工期		事業量	事業費
										市町村費	土地改良区その他				
			円		円		円	円	%	円	円			円	
計															

（注）添付書類

- 1 実施設計書（変更実施設計書、出来高設計書）
- 2 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあつては、地区内における県補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

（記載要領）

- 1 所在地欄には、当該地区の中心所在地を記載するとともに、関係市町村数を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費を記載すること。
- 3 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。ただし、全体実施設計期間については、上段にその年度を記載すること。
- 4 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、ほ場整備事業、農地開発事業、土地改良総合整備事業等にあつては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、水路、ダム、農地保全施設等を記載すること。
- 5 事業量及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 6 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 7 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、県補助金の算出根拠を明記すること。
- 8 備考欄には、事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

様式第1号の2 (第4条、第11条関係)

(国庫補助事業による場合 (様式第1号の3～8以外) )

年 度 事 業 計 画 ( 報 告 ) 書

事業名																
地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
											県費	市町村費	土地改良区その他			
				円		円		円		%	円	円	円		円	
	計															

(注) 添付書類

- 1 実施設計書 (変更実施設計書、出来高設計書)
- 2 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について (昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通知) に係る返還対象事業にあつては、地区内における県補助金の振り分けの基準を記載した書面 (ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)

(記載要領)

- 1 地区名の下に ( ) 書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費を記載すること。
- 3 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚 (排) 水機場、用 (排) 水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、総合事業、農業基盤整備促進事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあつては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、水路、ダム、農地保全施設等を記載すること。
- 4 事業量及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、県補助金の算出根拠を明記すること。
- 7 備考欄には、事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。また、農山漁村地域整備交付金を活用する場合は「交付金」と記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
  - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人 (公共法人、公益法人等) 又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることと見込まれるもの









様式第1号の6（第4条、第11条関係）

（農地耕作条件改善事業の場合）

年 度

事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名	農地耕作条件改善事業															備考	
	地区名	補助対象要件	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		
					事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源				事業量
											県費	市町村費	土地改良区 その他				
						円		円		円	%	円	円	円		円	
		計															

（注）添付書類

- 1 農地耕作条件改善事業実施要綱第6に基づき作成された農地耕作条件改善計画
- 2 契約書の写し等
- 3 定額助成の場合は、平成28年12月5日付第201600135129号鳥取県農林水産部農地・水保全課長通知「農業基盤整備促進事業等の定額助成に係る農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）の適切な把握について」に基づき作成された別紙様式1-1～別紙様式1-4を添付。

（記載要領）

- 1 補助対象要件欄には補助金交付要綱別表注3に掲げた地域を記載すること。
- 2 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費（軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く）、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費を記載すること。
- 3 工種欄には、農地耕作条件改善事業実施要綱別表に掲げられている事業種類により記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 7 添付書類2の契約書の写し等は、附則の記載にかかわらず平成28年度事業から添付することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
  - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの



様式第1号の8（第4条、第11条関係）

（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の場合）

年度

事業計画（報告）書

事業名	水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)												備考			
	地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費
										県費	市町村費	土地改良区 その他				
		基幹水利施設保全型		円		円		円		%	円	円	円		円	
		計														

（記載要領）

- 1 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、純工事費、測量設計費、用地費及び補償費（軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く）、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費を記載すること。
- 2 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 3 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 4 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
  - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の9（第4条、第11条関係）  
（土地改良施設突発事故復旧事業の場合）

年 度

事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名	土地改良施設突発事故復旧事業															
	地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降		備考	
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源				事業量
											県費	市町村費	土地改良区 その他			
					円		円		円	%	円			円		円
			計													

（記載要領）

- 1 費目欄には、事業実施に係る経費のうち、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶機械器具費を記載すること。
- 2 工種欄には、本工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、水路等を記載すること。
- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 4 県補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 5 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日並びに受益面積（受益戸数又は受益人口）及び事業完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、区分（事業主体）ごとに、仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、これがない場合には、「該当なし」と、明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
  - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第1号の10（第4条、第11条関係）

（農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合）

年 度

事 業 計 画 （ 報 告 ） 書

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業															備考			
	整備計画名	地区名	交付対象事業			法律・予算の区分	事業実施期間	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降		
			区分	対策種類	事業種類			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率		国庫補助金以外の財源		
													県費	市町村費	土地改良区 その他				
								円		円		円	円	%	円	円	円		円
	小計																		
	小計																		
	小計																		
	合計																		

（記載要領）

- 1 交付対象事業の区分欄には、長寿命化対策は1、防災減災対策は2、ため池の保全・避難対策は3を記入すること。
- 2 交付対象事業の対策種類欄には、長寿命化対策は1（1）、自然災害対策は2（1）、ため池防災環境整備は2（2）、危機管理対策は2（3）を記入すること。
- 3 交付対象事業の事業種類欄には農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表に掲げられている交付対象事業により記載すること。
- 4 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。
- 5 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
  - ①免税事業者
  - ②簡易課税制度の適用を受ける者
  - ③地方公共団体の一般会計
  - ④地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式第2号（第4条、第11条関係）

年 度 事 業 収 支 予 算 書 （ 精 算 書 ）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
県費補助金	円	円	円	
市町村費				
地元負担金				
計				

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
	円	円	円	
計				

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日  
 事業完了日（又は事業完了予定日） 年 月 日

（注）区分欄は、様式第1号の費目ごとに区分し、市町村又は団体等の支出科目により記載すること。

（3）補助金精算書

区分	補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	補助金精 算額 (A)	概算払 受領済額 (B)	受領又は返還 金 (A) - (B)	備考
	円	円	%			円	

（注）（3）は、実績報告時のみ作成すること。

様式第2号の2（第4条、第11条関係）  
（水利施設等保全高度化事業の場合）

年 度 事 業 収 支 予 算 書 （ 精 算 書 ）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
県費補助金	円	円	円	
市町村費				
地元負担金				
計				

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増△減	備考
(1) 水利用調整事業 ○○費	円	円	円	
(2) 管理省力化施設 整備事業 ○○費				
(3) 機能保全計画策 定事業 ○○費				
(4) 資産評価データ 整備事業 ○○費				
計				

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日  
事業完了日（又は事業完了予定日） 年 月 日

（注）区分欄は、様式第1号の費目ごとに区分し、市町村又は団体等の支出科目により記載すること。

（3）補助金精算書

区分	補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	補助金精 算額 (A)	概算払 受領済額 (B)	受領又は返還 金 (A) - (B)	備考
	円	円	%			円	

（注）（3）は、実績報告時のみ作成すること。

様

職氏名

年度 鳥取県土地改良事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県土地改良事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県土地改良事業補助金交付要綱（平成 12 年 10 月 10 日付耕第 344 号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第 3 条第 2 項及び第 5 条第 3 項の規定を適用して算定した額と、前記 2 の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林蓄水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）及び・・・・補助（交付）金交付要綱（〇年〇月〇日付〇号農林水産事務次官依命通達）の規定に従わなければならない。



様式第3号の2（第5条関係）

（「ため池防災減災対策推進事業」ため池整備推進交付金の場合）

年 月 日

様

職氏名

年度 鳥取県土地改良事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県土地改良事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「ため池防災減災対策推進事業」とし、その内容はため池整備推進交付金とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

なお、確定額は、交付決定額のとおりとする。